

大川市中小企業者等月次支援金 (8・9月期)

概要

令和3年8月及び9月に実施された緊急事態措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が大きく減少している市内事業者の事業継続・立て直しやそのための取組を支援するため、大川市独自の支援金を支給します。

支給額

1事業者につき一律20万円（国の月次支援金又は福岡県中小事業者等月次支援金の8月分と9月分の両方を受給している方も20万円）

対象

次のすべての要件を満たしている事業者

- ①法人にあっては、大川市に登記上の本社、本店などの主たる事業所を有すること。
個人にあっては、大川市に事業所（事業を営んでいる）を有すること又は大川市外に事業所を有しており、大川市に住所を有すること。（フリーランスにあっては、大川市に住所を有すること。）
- ②国の月次支援金（8月分又は9月分）の申請を行い、給付対象となっていること。
または福岡県中小企業者等月次支援金（8月分又は9月分）の申請を行い、給付対象となっていること。
- ③暴力団等に関与していないこと。

申請受付期間

令和3年9月21日（火）～令和4年2月28日（月）※消印有効

申請方法

郵送または持参

申請に必要な書類

- ①申請書
- ②国の月次支援金(8月分又は9月分)又は福岡県中小企業者等月次支援金(8月分又は9月分)の給付通知書等の写し等
- ③振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
- ④代表者(法人・個人)の本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）の写し
- ⑤その他必要と認める書類（法人の場合は登記事項証明書の写し。個人の場合は確定申告書の写し等（事業所の住所がわかる資料も必要））

支給方法

口座振込 ※感染防止のため、支払は口座振込とさせていただきます。

申請・問合せ先

〒831-8601 大川市大字酒見256番地1
大川市役所インテリア課 ☎0944-85-5582

●対象となり得る事業者の具体例

支給要件	対象事業者	具体的な例
緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けている	休業・時短要請対象の飲食店（支援金の対象外）と直接の取引がある事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工・製造事業者（惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等） ・器具・備品事業者（食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等） ・サービス事業者（接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等）
	休業・時短要請対象の飲食店（支援金の対象外）と間接の取引がある事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・流通関連事業者（業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等） ・飲食品・器具・備品等の生産者（農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等）
緊急事態措置に伴う外出自粛の影響を受けている	主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行関連事業者（宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等）等） ・その他事業者（文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等）等）
	上記事業者へ商品・サービス提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・上記上業者への商品・サービス提供を行う事業者（食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー、バスガイド、イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等）

●支給額

パターン	国の月次支援金	福岡県中小企業者等月次支援金	大川市中小企業者等月次支援金支給額
①	8月分を受給	受給なし	一律20万円
②	9月分を受給	受給なし	
③	受給なし	8月分を受給	
④	受給なし	9月分を受給	
⑤	8月分を受給	9月分を受給	
⑥	9月分を受給	8月分を受給	